

令和元年(2019年)11月14日

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 山下竜一



(仮称) 檜山エリア洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について(答申)

令和元年(2019年)8月30日付け環境第611号で諮問がありましたこのことについて、次のように答申します。

記

本事業は、檜山管内せたな町から上ノ国町までの日本海に面した沿岸の約39,000haの海域を事業実施想定区域として、単機出力9,500～12,000kW、海水面からの高さ最大260m、ローター直径最大220m、最大76基の風車による最大出力722,000kWに及ぶ洋上風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には狩場茂津多道立自然公園及び檜山道立自然公園や海鳥の重要生息地(マリーンIBA)、コンブ場などの藻場といった動植物の注目すべき生息地、「生物多様性の観点から重要度の高い海域」等が存在し、ネズミイルカなどの希少な海生生物の生息等の情報やスケトウダラの産卵場及び稚仔の成育場の存在が推定されるとの情報があるほか、他事業者の既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数存在している。また、同区域周辺には住居や学校等が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書では、風況、法令等の制約を受ける区域、自治体及び漁業協同組合等との協議状況などを踏まえて事業実施想定区域を設定し、港湾区域や漁港、環境保全上留意が必要な場所などに留意して風力発電機設置想定区域を設定したとしている。しかし、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。

(3) 本配慮書では計画段階配慮事項として選定されていないが、海底ケーブルの敷設などによる水の濁りの影響、地形改変や施設の存在による流向・流速の変動に伴う海底地形や砂浜の変化、施設の稼働に伴う超低周波音の影響、水中音による海生生物への影響などについても懸念されるこ

とから、方法書以降の手続きにおいては、計画段階配慮事項の選定の有無に関わらず、影響を受けるおそれがある項目については漏れなく環境影響評価の項目として選定した上で、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(4) 事業実施想定区域及びその周辺には、他事業者の既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数あり、これらの風力発電所等との累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 今後の手続きに当たっては、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。事業実施想定区域内には漁業権設定区域が含まれていることから、風車の配置などの事業計画の検討に当たっては、特に漁業関係者からの理解が得られるよう事前に十分な協議や調整を行うこと。

(6) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、環境影響評価図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音、風車の影

事業実施想定区域の周辺には住居や学校等が存在しており、これらに対する騒音及び超低周波音、風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがあるほか、計画段階配慮事項として選定されていない施設の稼働に伴う超低周波音については、生活環境への影響も懸念される。また、設置される風車のサイズや基数が大規模であることから、影響が想定より大きい又は広範囲に及ぶ可能性もある。このため、最新の知見や日影図の情報等に基づいた適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車を住居等から離隔することなどの措置を講じ、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺には、ケイマフリ等の希少な海鳥の繁殖地である松前小島及び弁天島を中心とした海鳥の重要生息地（マリーン IBA）が存在し、尾花岬周辺の沿岸域などが「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されているほか、専門家ヒアリングにおいて、オオセグロカモメなど海鳥の繁殖地の存在や希少なコウモリ類の生息、ネズミイルカなどの希少な海生生物の生息、スケトウダラの産卵場及び稚仔の成育場の存在が推定されるなどの情報も得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、当該区域上空を飛翔又は海域を利用する可能性のある鳥類やコウモリ類、海生生物の生息状況や海産魚類の産卵場若しくは稚仔の成育場などに関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う騒音や水の濁り、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 風車の設置などにより改変する可能性がある環境に生息する動物相については、専門家等か

らの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 植物及び生態系

- ア 事業実施想定区域には、コンブ場などの藻場が存在していることから、風車の設置や海底ケーブルの敷設に伴う改変箇所の検討に当たっては、それらの影響範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 風車の設置などにより改変する可能性がある環境に生育する植物相については、専門家等からの助言を得ながら植物相を的確に把握するとともに、重要な植物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生育環境への影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 景観

- ア 本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体や観光協会のパンフレット、ホームページに掲載の情報などに基づき選定しているが、関係機関等へのヒアリングなどにより他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。また、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても必要に応じて主要な眺望点として選定すること。さらに、景観資源については、自然環境の観点からのみ選定しているが、史跡や文化財など歴史・文化的な観点からも選定すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 事業実施想定区域及びその周辺には、ふとろ海岸やかもめ島などの優れた景観資源を有する狩場茂津多道立自然公園及び檜山道立自然公園が存在しており、風車の設置により公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、主要な眺望点である「後志利別川（河口）」や「しひの岬公園」などからは、風車の垂直見込角が大きくなると予測され、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。さらに、本事業により設置される風車のサイズや基数が大規模であり、事業実施想定区域及びその周辺の海域に面した沿岸一帯から風車群が水平に広い範囲で視認されるようになり、日本海を臨む眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。